

山口県報

平成22年
3月31日
(水曜日)

目 次

規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十七号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中、「(第七十五条の二・第七十五条の三)」を、「(第七十五条の二―第七十五条の四)」に改める。

第八条の見出しを「(同、課、室、班及び分室)」に改め、同条第一項中「課及び」を「同、課及び」に改め、同項の表中

課・室	を	同・課・室
-----	---	-------

に改め、同表総務部の部給与厚生課の項中「庶務第一班 庶務第二班 庶務第三班」を「給与支払班 旅費支払班 賃金報酬班」に改め、同部事務課の項中「システム開発班」を「システム管理班」に改め、同部防災危機管理課の項中「消防班 防災班 危機

管理班」を「調整班 消防防災企画班 防災指導班 防災対策班」に改め、同表地域振興部の部地域政策課の項中「地域企画班 市町合併支援班」を「地域企画班」に改め、同部観光交流課の項、交通運輸対策室の項、国際課の項及び情報企画課の項を削り、同部市町課の項の次に次のように加える。

情報企画課	観光交流課		調整班 情報政策班 電子県庁支援班
	調整班	観光振興班 地域ブランド推進班	
交通運輸対策室	貿易班 企画交流班		
国際課			

第八条第一項の表農林水産部の部森林企画課の項の次に次のように加える。

全国植樹祭推進室	総務企画班 式典班 施設班
----------	---------------

第八条第一項の表土木建築部の部河川課の項中「事業班」を「事業班 ダム班」に改め、同部河川開発課の項を削り、同部港湾課の項中「計画班」を「計画振興班」に改め、同表国体・障害者スポーツ大会局の部競技式典課の項中「競技班」を「競技運営班 競技記録班」に改める。

第九条第一項の表総務部の部給与厚生課の項第六号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加え、同表地域振興部の部情報企画課の項を削り、同部市町課の項の次に次のように加える。

情報企画課	一 情報システムの企画及び総合調整に関すること。
企画課	二 電子計算機による情報処理に関すること。
画課	三 高度情報化の推進に関すること。
課	四 電子県庁の推進及び調整に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部こども未来課の項第五号中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改め、同表農林水産部の部森林企画課の項の次に次のように加える。

全国	一 全国植樹祭の総合調整に関すること。
国	二 基本計画及び実施計画に関すること。
植	三 実行委員会に関すること。

樹	四 広報に關すること。 五 式典に關すること。
祭	六 宿泊及び衛生に關すること。
推	七 輸送及び交通に關すること。
進	八 植樹行事に關すること。
室	九 施設の整備に關すること。

第九条第一項の表土木建築部の部河川課の項に次の二号を加える。
 十 河川の総合開発に關すること。
 十一 ダム管理事務所に關すること。
 第九条第一項の表土木建築部の部河川開発課の項を削る。
 第十二条第一項の表部の項の次に次のように加える。

局	局長
---	----

第十九条の表防府県税事務所の項を削り、同表山口県税事務所の項所管区域の欄中「山口市」を「山口市 防府市」に改める。

第二十条の表中「防府県税事務所」を削り、同表山口県税事務所の項中「納税第二班」を「納税第二班 納税第三班」に、

課	軽油引取税	軽油管理班	軽油調査班
---	-------	-------	-------

を

課	軽油引取税	軽油管理班	軽油調査班
---	-------	-------	-------

に改める。

第二十一条第一項の表に次のように加える。

收 納 課	一 県税の徴収に關すること。 二 税外諸収入金のうち延滞金、加算金及び納税証明手数料並びに山口県収入証紙に關すること。
-------	--

第二十一条第三項中「除く。」の次に「及び収納課」を加える。

第二十八条の表山口県山口市消防本部防炎行政連絡所の項中「並びに吉敷郡小郡町及び阿知須町」を「及び吉敷郡」に改め、同表山口県防府市消防本部防炎行政連絡所の項中「及び吉敷郡秋穂町」を削る。

第四十七条の十の表山口県防府健康福祉センターの項を削り、同表山口県山口健康福祉センターの項所管区域の欄中「山口市」を「山口市 防府市」に改める。
 第四十七条の十一の表山口県防府健康福祉センターの項を削り、同表山口県山口健康福祉センターの項中「試験検査課」を

試験検査課	地域保健課	地域保健班	精神・難病班
-------	-------	-------	--------

に改める。

第五十一条の二の表山口県防府環境保健所の項を削り、同表山口県山口環境保健所の項所管区域の欄中「山口市」を「山口市 防府市」に改める。

第五十一条の三の表中「山口県防府環境保健所」を削り、同表山口県山口環境保

健所の項中	試験検査課
-------	-------

を

試験検査課	地域保健課	地域保健班	精神・難病班
-------	-------	-------	--------

に改める。

第五十一条の四の表に次のように加える。

地域保健課	一 地域保健に關する思想の普及及び向上に關すること。 二 健康づくりの推進に關すること。 三 保健師、助産師、看護師等の業務指導に關すること。 四 保健指導業務に關すること。 五 医療社会事業に關すること。 六 母子保健及び歯科保健に關すること。 七 身体障害児の療育指導及び育成医療並びに結核児童の療育医療に關すること。 八 生活習慣病に關すること。 九 老人保健に關すること。 十 精神保健及び精神障害者の福祉に關すること。
-------	---

<p>食品衛生課</p> <p>一 安心で安全な食の確保に関する事 二 食品衛生に関する事 三 特別用途食品及び栄養表示基準に関する事 四 魚介類の行商の取締りに関する事 五 狂犬病の予防及び飼犬等の取締りに関する事 六 動物の愛護及び管理に関する事 七 調理師及び製菓衛生師に関する事 八 と畜に関する事 九 食鳥の処理に関する事 十 ふぐの処理の規制に関する事</p>	<p>十一 難病に関する事 十二 結核、エイズその他の感染症に関する事 十三 寄生虫の予防に関する事 十四 予防接種に関する事 十五 検疫に関する事 十六 死体解剖及び角膜移植等に関する事 十七 原子爆弾被爆者の援護に関する事</p>
--	---

第七十五條の三の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第七十五條の四 若者就職支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 山口県若者就職支援センター条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 山口県若者就職支援センター条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 山口県若者就職支援センター条例第六条の規定により、若者就職支援センターの利用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関する事。

第七十六條の表中

山口県田布施農林事務所	熊毛郡田布施町
-------------	---------

を

山口県柳井農林事務所

柳井市

に改める。

第七十七條の表山口県田布施農林事務所の項中、「山口県田布施農林事務所」を「山口県柳井農林事務所」に、

「用地調整課」を「指導課」に改める。

第八十六條中「、経理課」を削る。

第八十八條の表総務課の項中「(経理課の主管に属するものを除く。)」を削り、同表経理課の項を削る。

第二百四十八條の表防府土木建築事務所の項所管区域の欄中「防府市」を「山口市防府市」に改め、同表山口土木建築事務所の項を削り、同表美祢土木事務所の項を削る。

第二百四十九條の表柳井土木建築事務所の項中、「用地第一班 用地第二班」を「用地第一班」に、

「工務第三課」を「ダム管理・工務班」に改め、同表防府土木建築事務所の項中、「用地第一班 用地第二班」を「用地班」に改め、同表防府土木建築事務所の項中、「

事務所の項中	維持管理課	管理班	維持班
	建築住宅課	管理班	維持班
	用地課	用地班	
	工務課	工務班	

を

維持管理第一課	管理班	維持班
維持管理第二課	管理班	維持第一班 維持第二班
建築住宅課	管理班	
用地課	用地第一班 用地第二班	
工務第一課	工務第一班 工務第二班	工務第三班
工務第二課	工務第一班 工務第二班	工務第三班

に改め、同表山口土木建築事務所の項を削り、同表宇部土木建築事務所の項中

「

平成二十二年三月三十一日印刷
平成二十二年三月三十一日発行

発行人 山口県知事
山口県庁

「維持管理課 管理班 維持班」を
「維持管理第一課 管理班 維持班」に、
「維持管理第二課 管理班 維持班」に、「ダム管理・工務班」を
「工務第一班 工務第二班」に改め、同表美祿土木事務所の項を削り、同表長門土木建
築事務所の項中
「工務第一課 工務班」
「工務第二課 ダム管理・工務班」
「ダム建設課 企画建設班」
を
「工務課 工務第一班 工務第二班」に改め、同表萩土木建築事務所
の項中
「工務第一課 工務第一班 工務第二班」
「工務第二課 ダム管理・工務班」
を
「工務課 工務第一班 工務第二班」に改める。

「維持管理第一課」を「維持管理第一課」に
「維持管理第二課」を「維持管理第二課」に
「維持管理第一課」を「維持管理第一課」に
「維持管理第二課」を「維持管理第二課」に

第二百五十条第一項の表維持管理課の項中「維持管理課」を
改め、同表工務課、工務第一課、工務第二課及び工務第三課の項中「工務第三課」
を削り、同表ダム建設課の項を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「山口土木建築
事務所及び萩土木建築事務所の工務第二課」を削り、「の工務第一課は、」を「及び
萩土木建築事務所の工務課は、」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「岩国
土木建築事務所」の下に、「の工務第一課及び工務第二課、柳井土木建築事務所」を、
「周南土木建築事務所」の下に「防府土木建築事務所及び」を加え、「長門土木建
築事務所及び萩土木建築事務所」及び、「柳井土木建築事務所の工務第三課」を削り、
「山口土木建築事務所の工務第一課」を「長門土木建築事務所及び萩土木建築事務所の
工務課」に改め、同項を同条第三項とする。

第二百九十七条第三項の表出先機関の内部組織の項中「支所等」を「分場」に改め
る。

第三百一条第一号の表中

山口県市町合併
推進審議会

市町村の合併の特例等に関する法律（平成
十六年法律第五十九号）第六十条第一項及
び第二項の規定による同法第五十九条第三
項の規定によりその権限に属させられた事
項及び知事の諮問に応じた自主的な市町の
合併の推進に関し重要な事項の調査審議に
関する事務

地域政
策課

を削り、同条第二号

この表中「山口県防府環境・山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症検査協議会」
協議会」を「山口県山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症検査協議会」
に改め、同号口(1)の表中

山口県農村振興 対策審議会	農村の振興についての調査及び審議に關す る事務	農林水 産政策 課
山口県漁業振興 対策審議会	漁業の振興についての調査及び審議に關す る事務	農林水 産政策 課
山口県農林水産 審議会	農林水産業及び農山漁村の振興についての 調査及び審議に関する事務	農林水 産政策 課

附則
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

を削り、同条第二号

に改める。